

# 大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(特区民泊)

## に関するガイドラインの改訂のポイント

### 改正の狙い

- 令和元年6月25日付建築基準法改正に伴い、技術的助言が変更<sup>※1</sup>されました。本技術的助言の基準に合わせるため、特区民泊ガイドライン(指導基準)を改正<sup>※2</sup>しました。

※1 「建築基準法改正等に伴う国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設の取扱いの変更について(技術的助言)」  
(国住指第634号、国住街第37号 令和元年6月24日国土交通省住宅局建築指導課長、国土交通省住宅局市街地建築課長)

※2 令和元年7月11日施行

### 概要

- ✓ 国土交通省通知(技術的助言)が変更されたことから、適合性チェックシートを改訂

最低滞在期間を3～6日とする特区民泊事業を行う大規模な一戸建ての住宅(①3階建て以上、②2階以上の1つの階の床面積が100m<sup>2</sup>を超える、③延べ面積が200m<sup>2</sup>を超える、のいずれかに該当する場合)において、適合すべき基準が一部変更。

#### 《変更部分の概要》

##### ①3階建て以上の場合

耐火建築物でなければ、3階以上の階に滞在者利用部分を設けられない



滞在者が迅速に避難できる措置<sup>※</sup>を講じれば、**耐火建築物でなくても3階以上が使用可能に**  
※詳細は適合性チェックシートを参照

##### ②2階以上の1つの階の床面積が100m<sup>2</sup>を超える場合(基準のうち変更部分のみ抜粋)

2階における滞在者利用部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上としないこと。ただし耐火建築物は対象外



2階における滞在者利用部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上としないこと。ただし耐火、**準耐火**建築物は対象外